

自由刑改革における受刑者の行方

山梨 光貴

はじめに

- I 改革の背景
- II 受刑者とはどのような人たちか？
- III 「個別化」の意義
- IV 矯正処遇の義務づけ
むすびに代えて

はじめに

2022年6月13日、第208回通常国会において、新たな自由刑である「拘禁刑」を創設することを盛り込んだ「刑法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、同月17日に公布された¹⁾。1907年（明治40年）に現行刑法が制定されて以来、初となる刑罰制度の改革である。

現行刑法が自由刑として定めている「懲役」（12条）、「禁錮」（13条）、「拘留」（16条）のうち、新設される拘禁刑は懲役と禁錮を一本化するものである。改正後の刑法では、「拘禁刑は、刑事施設に拘置する」（12条2項）、「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」（12条3項）と規定される。

改正法の法案提出理由は「刑事施設における受刑者の処遇……のより一

1) 改正法の概要について、栗木傑＝中野浩一「『刑法等の一部を改正する法律』の概要」法律のひろば75巻9号（2022年）51頁以下を参照。

層の充実を図る」こととされている²⁾。従来規定されていた「作業」に加え、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下「刑事収容施設法」という。）を根拠として行われてきた「指導」を刑法に明記することで、個々の受刑者の特性に応じて作業と指導を柔軟に組み合わせる、処遇の「個別化」がより一層推進されることが期待されている³⁾。

改正法の立案に先立って法制審議会に設けられた「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」（以下「部会」という。）では、3つの分科会における検討を含めて計58回の会議が開催され、自由刑の改革を含めた様々な論点について調査審議が重ねられた。このうち、自由刑のあり方に関する議論等を扱った第1分科会では、作業と指導の「義務づけ」の是非がひとつの重要な論点とされた⁴⁾。部会では、当初より、作業と指導がいずれも受刑者の改善更生／社会復帰を図るために実施されていることを前提にしたうえで、それらを「法的に義務付けることが必要なのではないか」⁵⁾との見解が示され、慎重な意見が根強く示されつつも⁶⁾、終始、大勢を占めていた。部会も後半に差し掛かったところで、義務づけを行うのであれば、それがどのような形式であっても、「制約される権利利益の内容を法律上明確にするとの観点から、それを犯罪と刑罰に関する基本法である刑法に規定することは十分に考えられます」⁷⁾との認識が示され、この段階で、作業と指導に関する規定が刑法に盛り込まれることがほぼ既定路線となった。

2) 拘禁刑の創設以外にも、刑事施設の長の依頼に基づく少年鑑別所による鑑別の対象を20歳以上へと引き上げる少年鑑別所法の改正（改正後の少年鑑別所法17条1項3号）など幅広い改正が行われた。

3) 栗木＝中野・前掲注1）53頁、只木誠「『刑法の一部を改正する法律案』についての管見」白門852号（2022年）54頁。

4) 部会第1分科会第5回会議配布資料14「自由刑のあり方（検討課題等）」1頁。

5) 部会第1分科会第1回会議議事録25頁〔加藤幹事発言〕。

6) 部会第1分科会第5回会議議事録9頁〔青木委員発言〕など。

7) 部会第18回会議議事録6頁〔川出委員発言〕。

後述のように、処遇の「個別化」への期待と、それに随伴して主張される矯正処遇の義務づけは、いずれも受刑者の改善更生／社会復帰、要するに「再犯防止」への関心に由来するものである。ところで、改善更生／社会復帰の主体は他でもない受刑者自身である。そうである以上、再犯防止の観点から生じる、処遇の個別化や矯正処遇の義務づけという論点を検討する際には、その前提として、受刑者に対する理解を深めなければならないはずである。

そこで本稿は、矯正統計年報および先行研究を参照することで受刑者の実像を探りつつ（Ⅱ）、そこから導かれる対策論を基に、処遇の「個別化」と矯正処遇の義務づけという論点のそれぞれについて検討を加えていく（Ⅲ・Ⅳ）。明治以来初となる自由刑の改革を主導した部会での議論に、自由刑の当事者である受刑者の実像は映し出されていたか。本稿の最大の関心はこれである。まずは、自由刑改革を促した背景事情から確認していこう。

I 改革の背景

1 「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」

部会が設置される運びとなったきっかけのひとつは、2015年の「公職選挙法等の一部を改正する法律」の成立に遡る。選挙権年齢を18歳に引き下げた同法の附則11条により、少年法の適用年齢について検討する必要があるが生じたのである。もっとも、少年法の適用年齢を引き下げるか否かという論点は、成長過程にある若年者を刑事司法全般においていかに取り扱うべきかという大きな問題に関わるものであることから、法務省は、2015年11月より、少年法の適用年齢を含む若年者に対する処分や処遇の在り方について検討を行う上で必要となる基礎的知見を幅広く得ることを目的とした「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」（以下「勉強会」という。）を開催した⁸⁾。

勉強会では、少年法の適用年齢が18歳未満に引き下げられた場合に、18歳・19歳の者が保護処分を受けられなくなることにより再犯・再非行が増加してしまう懸念があるとして、このような懸念に対する刑事政策的措置についての検討が行われた。そのうちのひとつが、懲役刑と禁錮刑を一本化する「自由刑の単一化」であった。ここでは、若年者の改善更生を図るためには個々の受刑者の特性に応じた矯正処遇を行うことが重要である一方で、現行の自由刑ではそのような柔軟な矯正処遇を行うことが困難であるという認識が示されている⁹⁾。

現行刑法のもと、懲役受刑者は「刑の内容」として作業に従事することが義務づけられる(12条2項)。他方、刑事収容施設法では、作業は、改善指導(103条)、教科指導(104条)と並んで矯正処遇として位置づけられている(84条1項)。受刑者の処遇は、「その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行う」ものとされているから(30条)、作業は懲役刑の内容でありながら、受刑者の改善更生／社会復帰を実現するための働きかけでもあることになる。

矯正処遇は処遇要領に基づいて行われる(84条2項)。「受刑者の処遇要領に関する訓令」によれば、処遇要領は、受刑者ごとに「改善更生及び円滑な社会復帰の支障となる事情、心身の状況……等を総合的に考慮して」定めるものとされており(3条2項)、個別性が重視されている。もっとも、上述のとおり、作業は懲役刑の内容でもあるから、「刑が執行されている」といえるためには、刑事施設に受刑者を拘置しているだけでは足りず、懲役受刑者が作業に従事していなければならない。それゆえ、懲役受刑者にとって、作業は個々の事情に関係なく一律に課せられる義務であり、たとえ作業よりもその他の指導を重点的に実施する方が改善更生／社会復帰のために望ましいと思われる場合であっても、一定の時間を作業に割かなければならない¹⁰⁾。健全育成目的(少年法1条)のもとで個々の少年の事情

8) 勉強会取りまとめ報告書2頁。

9) 勉強会取りまとめ報告書9-10頁。

に応じて実施可能な少年に対する矯正教育と比べると、成人に対する矯正処遇は柔軟性に欠けるといわざるをえない¹¹⁾。

現行の矯正処遇が受刑者の個性への対応という点で不十分であることによる弊害は、高齢受刑者などの処遇において、すでに現実のものとなっており¹²⁾、実務上、その対応が喫緊の課題となっている¹³⁾。しかしながら、たとえ高齢であるなどの理由により作業に従事することが容易ではなかったとしても、現行刑法のもとでは、懲役受刑者である以上、可能なかぎり何らかのかたちで作業に従事しなければならない。それゆえ、刑務所では、彼らが従事できるような作業を、ある意味、無理やり作り出しているという実情があると指摘されている¹⁴⁾。このような事態は、刑事収容施設法において作業が受刑者の改善更生／社会復帰を実現するための働きかけとして位置づけられていることとの関係で、大きな矛盾を含んでいる¹⁵⁾。勉強会において示された懸念は、以上のような、アクチュアルな問題意識に裏

-
- 10) 作業をその他の指導に代替することは、懲役刑の内容として作業を規定している現行刑法の趣旨に反し許されないうと指摘される（川出敏裕「自由刑の単一化」高橋則夫ほか編『日高義博先生古稀祝賀論文集 下巻』（成文堂、2018年）473頁）。
 - 11) なお、少年法では、検察官送致を受けた16歳未満の少年が刑事裁判所で懲役刑または禁錮刑の実刑判決を受けた場合に、刑法の規定にかかわらず、その少年が16歳に達するまでの間、少年院において、当該少年に対して矯正教育を授けることが認められている（少年法56条3項）。
 - 12) すでに2000年代には、受刑者のほとんどが作業を行ううえで支障となるようなハンディキャップ（高齢や各種障害など）を有していることが指摘されていた（浜井浩一『刑務所の風景——社会を見つめる刑務所モノグラフ』（日本評論社、2006年）12頁）。
 - 13) 近時の動向として、杉森聖人「府中刑務所における養護特化工場の新設について」刑政132巻6号（2021年）94頁以下など。
 - 14) 浜井浩一「懲役刑の廃止と自由刑の一本化の課題」季刊刑事弁護90号（2017年）176頁。
 - 15) 川出・前掲注10）472-474頁。

打ちされたものであった。

2 政策課題としての再犯防止

勉強会において示された懸念は、再犯防止施策の推進が重要な政策課題となっていることとの関係でとりわけ重要なものであった。

『平成19年版犯罪白書』により、犯罪者全体の3割に満たない再犯者によって犯罪全体の6割近くが行われているということが明らかにされて以来¹⁶⁾、政府は、再犯防止に対する積極的な姿勢を示し続けている¹⁷⁾。もっとも、『令和3年版犯罪白書』によれば、2020年の刑法犯に係る検挙人員に占める再犯者の割合は49.1%、入所受刑者に占める再入者の割合は58.0%であり、再犯者率と再入者率はいまだ高い水準を維持している。再犯防止は今なお、わが国の喫緊の課題であるといえる。勉強会が上述のような問題意識を背景に自由刑の単一化に言及したことは、再犯防止に関する認識およびこれまでの動向と軌を一にするものであった¹⁸⁾。

勉強会における検討と再犯防止の重要性を踏まえ、2017年2月、法務大臣から法制審議会に対し、少年法の適用年齢を18歳未満にすることおよび非行少年を含む犯罪者全般に対する処遇の充実に向けた法整備のあり方等に関する諮問第103号が発せられ、部会が開催される運びとなった。部会で議論すべき内容は多岐にわたり、部会全体でそれらすべてを詳細に扱うことは困難であるとして3つの分科会に分かれて議論が行われた。このうち、第1分科会において自由刑のあり方が議論されたのは前述のとおりで

16) 法務総合研究所『再犯防止に関する総合的研究』（研究部報告42, 2009年）26頁も参照。

17) 2016年には、わが国初の「犯罪対策の基本法」とも評される「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行された（川出敏裕＝金光旭『刑事政策〔第2版〕』（成文堂, 2018年）37頁）。

18) 只木・前掲3）52頁, 川出敏裕「自由刑の単一化」刑法雑誌57巻3号（2018年）442頁。

ある。

以上の経緯をみれば、今般の自由刑改革の背景に、再犯防止、とりわけ受刑者の改善更生／社会復帰の推進という意図があったことは明白である。では、受刑者と呼ばれる人たちは一体どのような人たちなのか。冒頭で述べたように、改善更生／社会復帰の主体が受刑者自身であることに鑑みれば、まず、受刑者についての理解を深める作業が不可欠である。

Ⅱ 受刑者とはどのような人たちか？

以下では、矯正統計年報のデータを基に、2021年に新たに刑務所に入所した受刑者（以下「入所受刑者」という。）16,152人について概観し、受刑者の実像を探っていく。なお、断りのない限り、数値は男女をあわせた総数である。

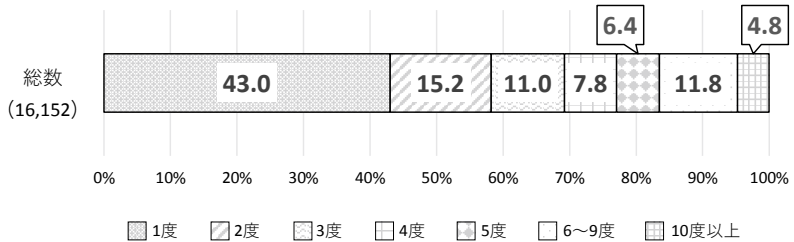
1 再入受刑者による犯行の特徴

図1と図2は、それぞれ、入所受刑者の入所度数の内訳、2021年に入所した再入者（以下「再入受刑者」という。）の保護処分歴の有無を示したものである。図1は刑事司法との接触頻度を示すものであり、図2は少年司法との接触経験を示すものである。

図3は、再入受刑者が前回の出所日から今回の入所理由となった犯罪を行った日までの期間（以下「再犯期間」という。）を示している。出所後5年が経過しないうちに再犯に及んだ者があわせて82.4%（7,581人）で、再犯加重の対象となった者が相当数いることがうかがえる（刑法56条、57条）。

図4は、再入受刑者について、今回の入所理由となった罪名を示したものである。窃盗と覚せい剤取締法違反のふたつで71.2%（6,438人）となっていることがわかる。なお、女性の再入受刑者（784人）についてみると、窃盗52.4%（411人）、覚せい剤取締法違反39.0%（306人）であり、このふたつで91.4%（717人）を占める。

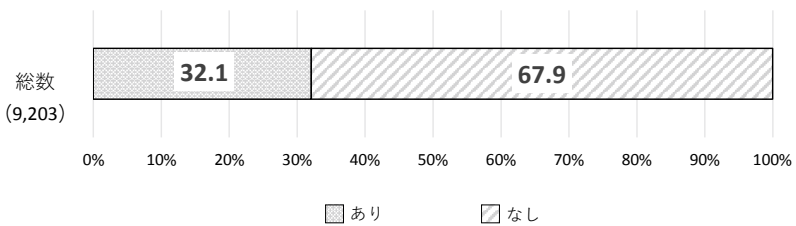
図1 入所受刑者の入所度数別構成比 (2021年)



※1 矯正統計年報を基に筆者作成

※2 () 内は実数

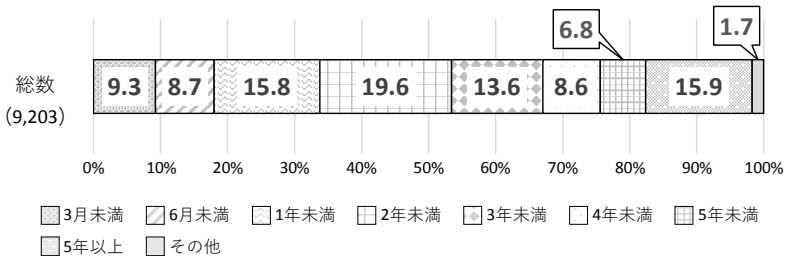
図2 再入受刑者の保護処分歴別構成比 (2021年)



※1 矯正統計年報を基に筆者作成

※2 () 内は実数

図3 再入受刑者の再犯期間別構成比 (2021年)

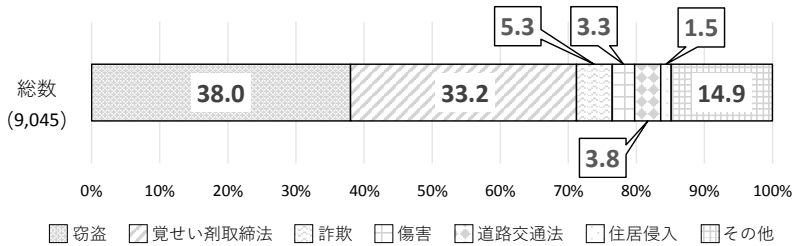


※1 矯正統計年報を基に筆者作成

※2 () 内は実数

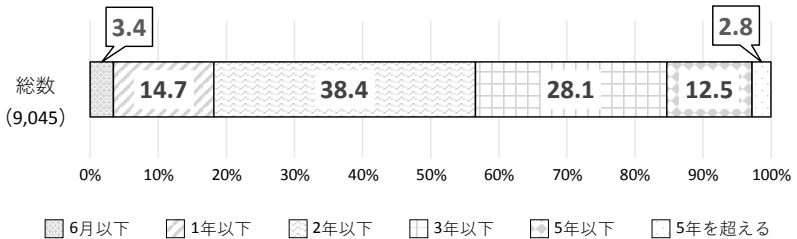
※3 「その他」は、前刑出所前の犯罪による再入

図4 再入受刑者の罪名別構成比（2021年）



- ※1 矯正統計年報を基に筆者作成
- ※2 ()内は実数
- ※3 「前刑出所前の犯罪による再入」158人を除く

図5 再入受刑者の刑期別構成比（2021年）



- ※1 矯正統計年報を基に筆者作成
- ※2 ()内は実数
- ※3 「前刑出所前の犯罪による再入」158人を除く
- ※4 「5年を超える」には無期を含む

図5は、再入受刑者の刑期の長さを示したものである。3年以下があわせて84.7% (7,660人)であり、初犯であれば全部執行猶予の対象となり得た事案が8割を超えていることがわかる（刑法25条）。

これらのデータからは、次のことが指摘できる。

まず、再入受刑者の中には、刑事司法と幾度となく接触している者が少なくないことがわかる。20歳までの間に保護処分を受けている者が一定数

いることもあわせて考えるに、再入受刑者の中には、犯罪・非行を繰り返す、地域社会と刑事／少年司法とを何度も往復している者が一定数いることがうかがえる¹⁹⁾。

次に、再入受刑者の相当数が再犯加重の対象となる比較的短期間のうちに再犯に及んでいる。他方、再入受刑者が行っている犯罪はその大多数が窃盗と覚せい剤取締法違反であり、基本的に比較的軽微な犯罪である。それは、多くの事案が、初犯であれば執行猶予の対象となり得るような事案であることからうかがえる。わが国の再入受刑者は、比較的軽微な犯罪を、繰り返し、それも出所してから短期間のうちに行っているということがわかる。

2 再入受刑者の前回入所時の決意

ところで、法務総合研究所は、再犯をめぐる受刑者本人の意識や態度を明らかにすることなどを目的として、入所受刑者に対しアンケート調査を実施している。この調査では、再入受刑者に対して前回入所時における再犯に関する認識を回顧的に回答するように求めている。その結果、「もう二度と罪を犯したくないと思っていた」との項目に対し、再入受刑者の8割以上が「あてはまる」と回答しており、「どちらかといえばあてはまる」と回答した者も含めると9割を超えたのだという²⁰⁾。

また、事件を起こした原因について考えたことがある再入受刑者の多くが事件の原因を自分自身に認めており、被害者や社会に原因があると回答するものはいずれも1割にも満たない一方で、「事件の原因が自分自身で

19) 同様の現象は、英米において「回転ドア」(revolving door)と呼ばれ、再犯防止施策の進展を促してきた(鮎田実「再犯防止に向けた刑事司法の積極的な刑事政策的役割への大きな期待——アメリカ合衆国におけるコミュニティ・コート为例として」法学新報123巻9・10号(2017年)803頁以下などを参照)。

20) 法務総合研究所『再犯防止対策等に関する研究』(研究部報告59, 2019年)17-19頁。

はどうにもならなかったと思う」と回答した者は23.4%であったという²¹⁾。この点、法務総合研究所は、「犯罪行為や犯罪の原因に対する無力感のみならず、自分自身や社会生活全般に対する無力感や諦め、又は責任転嫁の姿勢などを背景としている可能性」を指摘している²²⁾。

法務総合研究所の調査結果からは、まず、再入受刑者の多くが、前回出所時に「もう二度と犯罪をしない」という決意をして地域社会に戻っていたということがわかる。もっとも、彼らは結局のところ再び犯罪を行っているわけであるが、その原因については、自分自身の力ではどうすることもできなかったと感じている者が少なくない。受刑中に思い描いていた生活と出所後の現実の生活との間に深刻なギャップがあり、出所者を再び犯罪へと駆り立てるような「困難」が生じたということであろうか。一体、その「困難」とは何だろうか。

3 様々な生活ニーズ

図6は、入所受刑者の年齢別構成比を示したものである。65歳以上の高齢者の割合は13.8%（2,233人）である。

図7と図8は、それぞれ、入所受刑者が犯行時に職に就いていたか否か、犯行時に住居不定であったか否かを示したものである。

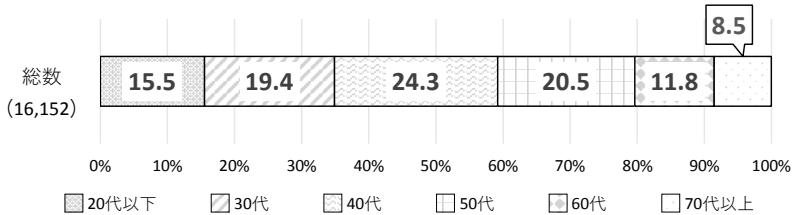
図9は、入所受刑者の最終学歴を示したものである。中学卒業以下には、小学校中退9人、小学校卒業33人、中学中退54人が含まれ、その他のうちの不就学5人を含めると、義務教育課程を修了していない者があわせて101人いることになる。

図10は、入所受刑者が刑事施設において受けた精神診断の結果を示したものである。精神障害を有すると診断された2,475人のうち、知的障害を有すると診断された者は12.0%（297人）で、入所受刑者全体では1.8%となる。

21) 法務総合研究所・前掲注20) 12-14頁。

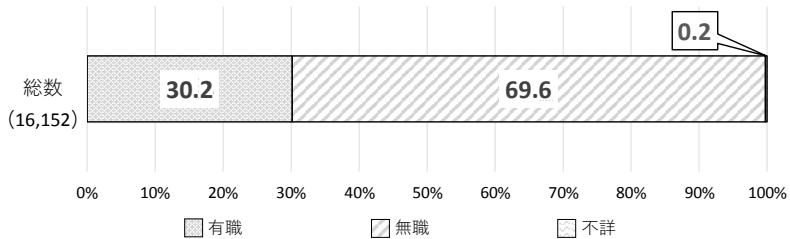
22) 法務総合研究所・前掲注20) 13頁。

図6 入所受刑者の年齢別構成比 (2021年)



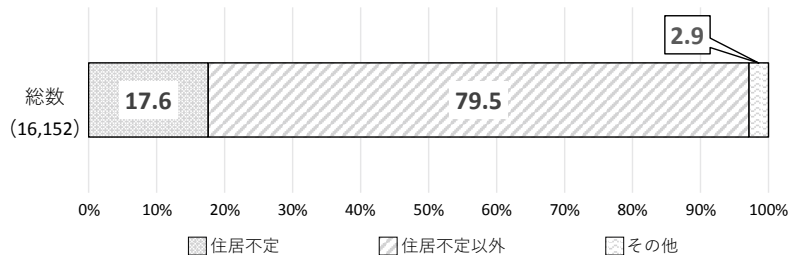
- ※1 矯正統計年報を基に筆者作成
- ※2 () 内は実数

図7 入所受刑者の職業(犯行時)別構成比 (2021年)



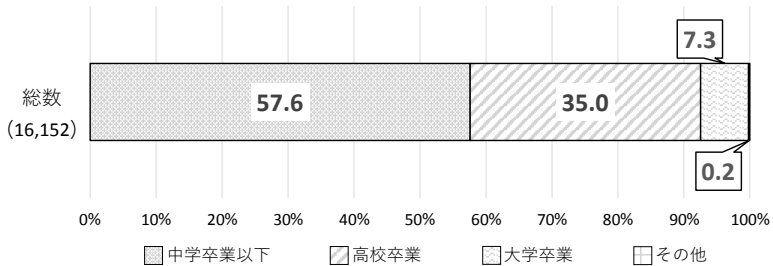
- ※1 矯正統計年報を基に筆者作成
- ※2 () 内は実数
- ※3 「無職」には学生、生徒、家事従事者を含む

図8 入所受刑者の居住地(犯行時)別構成比 (2021年)



- ※1 矯正統計年報を基に筆者作成
- ※2 () 内は実数
- ※3 「その他」は来日外国人および不詳

図9 入所受刑者の最終学歴別構成比（2021年）



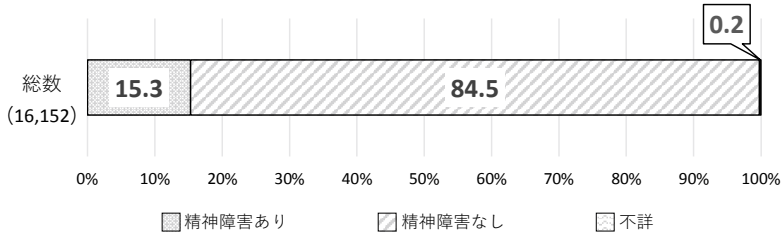
※1 矯正統計年報を基に筆者作成

※2 ()内は実数

※3 「中学卒業以下」は小学校中退・卒業，中学校中退，高校在学・高校中退を含む

※4 「その他」は不就学および不詳

図10 入所受刑者の精神診断別構成比（2021年）



※1 矯正統計年報を基に筆者作成

※2 ()内は実数

※3 刑事施設における診断

※4 「精神障害」とは，知的障害，人格障害，神経症性障害及びその他の精神障害（発達障害，精神作用物質による精神及び行動の障害，統合失調症，気分障害等）をいう

表1は，収容中の受刑者のうち，2021年に医師の診断を受け，医療上の必要により病室等に収容されて治療を受けた者（以下「休養患者」という。）7,958人の病名について，矯正統計年報の分類コードを参考にまとめたものである。休養患者の病名には，何らかの悪性腫瘍(486人)[新生物(腫瘍)]，

糖尿病 (59人) [内分泌・栄養・代謝疾患], パーキンソン病 (9人) [神経系の疾患], アルツハイマー病 (5人) [神経系の疾患], てんかん (53人) [神経系の疾患], 睡眠障害 (6人) [神経系の疾患], メニエール病 (16人) [耳の疾患], 心疾患 (170人) [循環器系の疾患], 脳梗塞 (66人) [循環器系の疾患], 関節リウマチ (10人) [筋骨格系・結合組織の疾患], 老衰 (3人) [上記に分類されないもの] などが含まれている。

ところで、非行少年の被虐待歴に関する調査に比して、成人受刑者の被虐待歴に関する調査はそう多くない。矯正統計年報にも被虐待歴に関するデータはなく、この点を確認することができない。このような中、近年、羽間を中心とする研究チームが40歳未満の者を対象に被虐待経験等に関する調査を行っている。公式統計が不足している中で貴重な調査であるため、参照することにした。

羽間によれば、590人の受刑者群と一般の男女302人から構成されるコントロール群の両群に質問紙調査を行ったところ、受刑者群では被虐待経験を有する者の割合が50.3%であるのに対して、コントロール群では22.8%であったという²³⁾。なお、虐待を受けた後の行動としては、「じっとがまんした」と「家出した」が半数を超えている一方、他者に援助を求めた者は少なかったという²⁴⁾。

以上のデータからは、次のことが指摘できよう。

年齢で見ると、入所受刑者の1割以上が高齢者である。高齢者は多くの職種で定年を迎えており、出所後に仕事を見つけることは困難である。老衰を理由に休養している受刑者がいることも踏まえると、独力で生活を営むことが困難な高齢受刑者がいることがうかがえる。

職業と居住地で見ると、犯行時に無職だった者が7割近くに及び、犯行時に住居が定まっていなかった者が2割近い。仕事は生活資金を得るために重

23) 羽間京子「若年受刑者の被虐待体験等の被害体験について」刑政131巻5号(2020年)19頁。

24) 羽間・前掲注23)22頁。

表1 休養患者（受刑者）の病名（分類コード）（2021年）

病名	男女合計	男性	女性
総数	7,958	6,989	969
感染症・寄生虫症	216	194	22
新生物〈腫瘍〉	516	465	51
血液疾患・免疫障害	75	58	17
内分泌・栄養・代謝疾患	198	151	47
精神・行動障害	591	430	161
神経系の疾患	147	137	10
眼の疾患	102	96	6
耳の疾患	32	23	9
循環器系の疾患	415	378	37
呼吸器系の疾患	1,226	1,098	128
消化器系の疾患	944	844	100
皮膚・皮下組織の疾患	326	293	33
筋骨格系・結合組織の疾患	1,124	997	127
腎尿路生殖器系の疾患	302	254	48
妊娠・分娩など	9	0	9
周産期に発生した病態	1	0	1
損傷・中毒など	153	142	11
上記に分類されないもの	1,199	1,068	131
新型コロナウイルス	382	361	21

※1 矯正統計年報を基に筆者作成

※2 「休養患者」は、医師の診断を受けた被收容者のうち医療上の必要により病室またはこれに代わる室に收容されて治療を受けた者

※3 「受刑者」は懲役刑、禁錮刑、拘留刑により入所している者

要であり、住居は安定した生活を営む際の拠点そのものであるから、これらの数字は、彼らの犯行時の生活が厳しい状況にあったことを物語っている²⁵⁾。住居を確保するためには家賃を安定的に支払える状態になることが重要であるが、高齢や病気といった事情のために継続的な就労が困難な受刑者がいることも考えられる。

最終学歴をみると、中学卒業以下が6割近くに及んでおり、義務教育課程を修了していない者が101人いる。義務教育課程を修了していないことそれ自体は悪いことではないにしても、場合によっては、生活の様々な場面で不利な状況に追い込まれる可能性もあろう²⁶⁾。

精神診断の結果をみると、精神障害を有すると診断された者は15.3%で、知的障害ありと診断された者は297人である。法務総合研究所の調査によれば、知的障害を有する入所受刑者の刑事施設入所前の主な収入源についてみると、「収入源なし」と「犯罪による獲得」の者が合わせて4分の1ほどであったということが明らかにされている²⁷⁾。知的障害を有する受刑者の犯行動機として最も多いのが「困窮・生活苦」であったとする他の調査結果²⁸⁾も併せて考察するに、知的障害を有する受刑者の中には、厳しい生活の末に犯罪に至っている者が少なくないことがうかがえる。

25) 犯行時に住居不定であった者はその時点ですでに住民票が職権削除されている可能性が高く、犯行時点で、必要な社会保障制度にアクセスできていなかった可能性すらある（萱沼美香「社会保障からみた社会復帰への課題」加藤幸雄＝前田忠弘監修『司法福祉〔第2版〕——罪を犯した人への支援の理論と実践』（法律文化社、2017年）197頁を参照）。

26) なお、法務総合研究所の調査によれば、知的障害を有する者はそうでない者に比べて、高校に進学していない者と不就学の者の割合が高いことが明らかにされている（法務総合研究所『高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究』（研究部報告56、2017年）76頁）。知的障害の有無によって、教育機会へのアクセス状況に偏りがある可能性がある。

27) 法務総合研究所『知的障害を有する犯罪者の実態と処遇』（研究部報告52、2013年）35頁。

28) 藤本哲也「知的障害受刑者の実態調査」罪と罰44巻4号（2007年）41頁。

健康状態をみると、生命・身体に重大な影響を与え得る病気（悪性腫瘍、脳梗塞、心疾患）、難病（パーキンソン病）、中長期的な治療を要する病気（関節リウマチ、糖尿病、てんかん）、日常生活に支障をきたすおそれのある病気（アルツハイマー、睡眠障害、メニエール病）などを抱えている者がいる²⁹⁾。これらの病気には、出所後の生活においても向き合っていかなければならないものもあり、金銭的な負担はもちろん、通院・入院のための時間的拘束が発生し、就労に影響が出ることも考えられる。これらの病気を抱えている受刑者の中には、治療と生活の両立が必ずしも容易ではない者もいるのではないかと推察される。

最後に、羽間の調査によれば、40歳未満の受刑者の半数近くが被虐待歴を有している。被虐待経験者には被害後に適切なケアを施すことが重要であるが、被虐待経験を有する受刑者の多くが、虐待を受けた後、誰にも助けを求めていなかった。女子施設での勤務経験を有する佐々木も、多くの女子受刑者の生い立ちが暴力被害に満ちていることを指摘したうえで、「壮絶な被害体験をもつ者のほとんどは、驚くことに社会で何のケアもなされていないまま服役する」と述べている³⁰⁾。羽間や佐々木が指摘するように、被虐待経験に対するケアを行うべき受刑者がいる可能性も視野に入れる必要があろう³¹⁾。

以上からみえてくるのは、受刑者の中には、福祉的、医療的、教育的ニーズを様々に抱えながら地域社会の中で生活を送ってきた人たちがいるということである。事実、インタビュー調査を通して刑務所出所者の生活史を描き出した掛川は、犯罪が、「ただ生きるため」に行われている場合があることを指摘している³²⁾。先にみた種々のデータからは、生活上の様々な

29) 中谷こずえほか「社会復帰を目指す男性受刑者の健康実態——医療受診に関するアンケート調査から」岐阜保健大学紀要創刊号（2019年）117頁も参照。

30) 佐々木彩子「女性と犯罪」こころの科学188号（2016年）48頁。

31) 羽間・前掲注23）22-23頁、佐々木・前掲注30）49頁。

32) 掛川直之『犯罪からの社会復帰を問いなおす——地域共生社会におけるソー

ニーズが満たされないことが「つまずき」となって、犯罪を行わなければならない状況に追い込まれている人たちの姿が浮かび上がってくる³³⁾。

4 「孤独な」受刑者？

ところで、掛川は、「本調査の対象者に共通することは、安定した収入源、住まい、支えてくれる家族等の身近な者などを次第に失っていくことにある」³⁴⁾と述べている。更生保護施設を利用している刑務所出所者に対して質問紙調査を実施した桐原も、刑務所出所者の特徴として、生活上のサポートをしてくれる身近な存在が少なくなっていることを指摘している³⁵⁾。

たとえ様々な生活ニーズが「つまずき」になるとしても、生活のサポートをしてくれる人が身近にいれば、その人の力を借りることで対処することもできよう。しかし、掛川や桐原によれば、刑務所出所者の中にはそのような「身近な存在」がいない者がいることになる。

図11と図12は、それぞれ、入所受刑者の配偶者の有無と2021年に出所した受刑者の帰住先を示したものである。配偶者のいる者は2割に届かず、引受人がないために施設等に入所する者は4分の1を超えていることがわかる。

このように、受刑者の中には家族関係に恵まれていない者が存在し、出所時に引受人を務めてくれる人がいない者も少なくない。掛川や桐原の指摘は、矯正統計年報のデータからも支持される。出所後の生活をサポートしてくれるような「身近な存在」がいない中で生活を送らなければならない人たちの姿が浮かび上がる。

シャルワークのかたち』（旬報社、2020年）71頁。

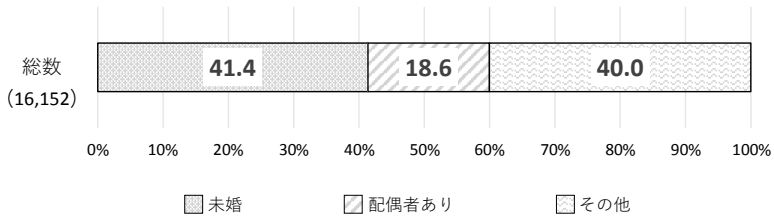
33) 宮園久栄「再犯防止とコミュニティの『ヴィジョン』」法学新報125巻11・12号（2019年）269頁。

34) 掛川・前掲注32）85頁。

35) 桐原宏行「出所受刑者の生活問題と社会復帰支援の課題」更生保護学研究5号（2014年）26頁。

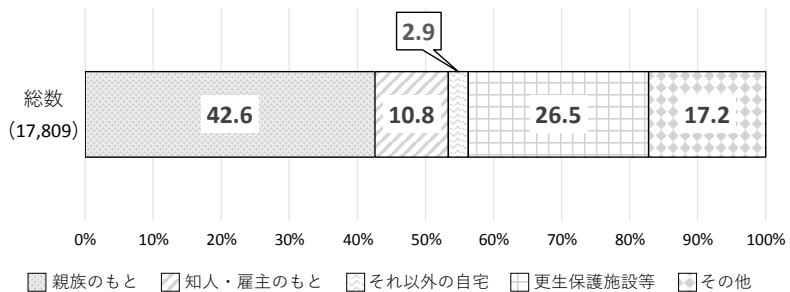
自由刑改革における受刑者の行方（山梨）

図11 入所受刑者の配偶関係別構成比（2021年）



- ※1 矯正統計年報を基に筆者作成
- ※2 ()内は実数
- ※3 「配偶者」は内縁関係にある者を含む
- ※4 「その他」は離別、死別および不詳

図12 出所受刑者の帰住先別構成比（2021年）



- ※1 矯正統計年報を基に筆者作成
- ※2 ()内は実数
- ※3 「帰住先」は刑事施設出所後に住む場所
- ※4 「親族」は、父・母、配偶者（内縁関係にある者を含む。）、兄弟姉妹およびその他の親族
- ※5 「それ以外の自宅」は、帰住先が「親族」以外で、かつ、自宅に帰住する場合
- ※6 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター、自立準備ホームおよび社会福祉施設
- ※7 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引き渡し等

先行研究をみても、刑務所出所者の引受けに影響する要因として、たとえば、受刑期間が長いほど社会とのつながりが希薄になり出所時に近親の保護が受けにくくなることを指摘する研究³⁶⁾があるほか、法務総合研究所の調査により、高齢者は配偶者と離死別している者の割合も多く³⁷⁾、高齢男性の場合、親族や知人が引受人となる割合が低いこと³⁸⁾、知的障害を有する者は、保護観察開始時、親族と同居している者の割合が低く、更生保護施設と単親居住の者の割合が高いことが明らかになっている³⁹⁾。生活上のニーズを多く抱えた者ほど「身近な存在」がいない状況にあることがうかがわれる。

また、入所度数が10度以上の多数回受刑者の特性を調査した先行研究によれば、多数回受刑者で実父母のもとに帰住した者の多くが、家族から「困り者」や「見放され者」として扱われていることが明らかにされており、「このような家庭環境のもとでは骨肉を分けた肉親の引受けであっても犯罪抑止の要因として積極的に機能しない」可能性が指摘されている⁴⁰⁾。犯罪を繰り返している者にとっては、必ずしも親族が「身近な存在」とはなっていない可能性も指摘できる。

そうであれば、出所後の生活において重要なのは、引受人の有無それ自体ではないことになる。掛川による「たとえ何度再犯をしたとしても、見放さずに伴走し続けること、よりそい続けることによって、その人が大切にされている、ここに存在していいのだと実感できたときにはじめて、犯罪行為から離脱できるのではないだろうか」⁴¹⁾との指摘も踏まえるならば、

36) 岩井敬介＝泉信弥＝墨田修生「仮出獄者の社会復帰過程に関する研究」法務総合研究所研究部紀要17号（1974年）276頁。

37) 法務総合研究所・前掲注26) 25頁。

38) 法務総合研究所・前掲注26) 30頁。

39) 法務総合研究所・前掲注26) 86頁。

40) 野坂陽一ほか「多数回受刑者の特性に関する研究——初入刑時における更生群との比較考察から」法務総合研究所研究部紀要32号（1989年）118頁。

41) 掛川・前掲注32) 88頁。

出所後の生活にとって重要なのは、相互信頼に基づく関係性を誰かしらと築くことができているかどうか、ということになる。このことは、翻って、犯罪を繰り返している人たちが地域社会においてそのような関係性をうまく築くことができず、様々な生活ニーズを抱えながら「孤独な」状態で生きてきたことを物語っている。

Ⅲ 「個別化」の意義

1 矯正統計年報から導かれる対策論

地域社会における「孤独な」状態が犯罪と関係していることは、すでに高齢者犯罪に関する文脈において指摘されてきた⁴²⁾。そのような指摘は、伊藤が述べるように、「高齢者の犯罪者としての個人的な責任を追及するだけでなく、その犯罪を繰り返すに至る社会的な要因に目を向け」させるものとなり⁴³⁾、地域生活定着促進事業を制度化させる契機となった。地域生活定着促進事業は、福祉的ニーズを有する者が刑事司法と地域社会の間を幾度となく往復してしまう悪循環を断ち切るものとして高く評価されており⁴⁴⁾、受刑者の「孤独」を解消する一助となっていることがうかがえる。

ここで重要なのは、矯正統計年報からも明らかのように、高齢犯罪者に関する文脈において指摘されている彼らの生活背景は、その他の年代の受刑者にも共通していることである⁴⁵⁾。そうであれば、受刑者全般の改善更生／社会復帰を促進するためには、地域生活定着促進事業のような形態をとるかどうかは別にしても、相互信頼に基づく関係性を地域社会の誰かし

42) 太田達也「高齢者犯罪の実態と対策」こころの科学188号（2016年）55頁など。

43) 伊藤康一郎「高齢犯罪者・被害者と犯罪予防」刑法雑誌53巻3号（2014年）433頁。

44) 石川正興『犯罪者処遇論の展開』（成文堂、2019年）179頁など。

45) 古川隆司「平成30年版犯罪白書『進む高齢化と犯罪』について」罪と罰56巻1号（2018年）18頁も参照。

らと構築し、ゆくゆくは、彼らにとっての「身近な存在」をみつけていくことができるような施策を充実させていくことが肝要となろう⁴⁶⁾。それは、換言すれば、受刑者が地域社会の中に「市民」として「参画」していくためのサポートといえる⁴⁷⁾。では、このような理解を前提にしたとき、自由刑はどのように執行されるべきであろうか。

2 「改善更生」の解釈

ここで改めて拘禁刑に係る規定をみてみよう。「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」（12条3項）という規定には、いくつか注目すべき点がある。まず、「……できる」という文言から、作業を一律に実施する必要がなくなっていることがわかる。作業の実施は任意的なものとなった。次に、作業と指導が「又は」という文言で結ばれていることから、それらが等価的に位置づけられていることがわかる。今後、作業の実施は、指導との関係において選択的なものとなる。

特に注目すべきは、作業と指導に「改善更生を図るため」という目的が付されたことである。本庄は、改正案の意義について、「改善更生が自由刑の本質的な内容になる、という刑罰の意義に関する概念規定を行う点にある」としたうえで、「今後は、改善更生を予定しない自由刑は許されなくなる」と指摘する⁴⁸⁾。そうであるならば、自由刑について検討する際には、「改善更生」の意味内容をどのように理解するかがより一層重要となる。

この点、矯正実務に携わってきた中島は、「改善更生」という文言の「更生」に着目する。中島によれば、「更生」はその字義からして「社会生活」

46) 拙稿「重要な他者——関係性の構築と犯罪からの離脱」比較法雑誌54巻3号（2020年）155頁以下も参照されたい。

47) 日本犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』（現代人文社、2009年）などを参照。

48) 本庄武「自由刑の改革と処遇の法的根拠」法律時報93巻4号（2021年）37頁。

を内包するものであるから、「改善更生」は「受刑者当人の更生，社会への再編として障害を取り除くこと」を目的とするものであるという⁴⁹⁾。そして，作業が，そのような「改善更生」を目的とするものとして位置づけ直されたことにより，「提供される作業が出所後の社会生活と関連をもつもの，社会との連続性といった『社会化』に焦点をあてたもの」，すなわち，「社会から隔絶され拘禁されている状況や社会との断絶を解消し，塙の中にいながらも社会とつながっている実感を受刑者自身に与え，更生意欲を喚起するもの」へと変質することになると指摘する⁵⁰⁾。

中島の理解に従えば，今後の自由刑の執行において特に念頭におくべきは，「社会との連続性」ないし「社会とつながっている実感を受刑者自身に与え」ることとなる⁵¹⁾。そして，このような理解は，先にみた，矯正統計年報から浮かび上がる受刑者の姿およびそこから導かれる対策論とも親和的であるといえる。

3 矯正処遇の「社会化」と「個別化」

中島自身が「社会化」という言葉を用いていることから推察されるように，以上の理解は，「行刑の社会化」という伝統的なテーマと密接な関連をもつ。行刑の社会化とは，来栖によれば，受刑者の生活水準や生活様式を社会のそれに近づけること，行刑の管理運営を社会に開かれたものにする事，処遇にあたって外部の社会（資源）を導入活用すること等の手段をとることを意味しているとされる⁵²⁾。このうち，今般の自由刑改革と

49) 中島学「矯正実務からみた自由刑・施設内処遇改革の意義と課題」法律時報 93巻4号（2021年）32頁。

50) 中島・前掲注49) 32頁。

51) 同様の理解は，矯正実務家からたびたび示されてきた（宮本恵生「行刑の社会化」森下忠ほか編『日本行刑の展開』（一粒社，1993年）300頁など）。

52) 来栖宗孝「行刑処遇の社会化と開放化」石原一彦ほか編『現代刑罰法大系 第7巻 犯罪者の社会復帰』（日本評論社，1982年）117-118頁。

の関連で特に重要なのは、「処遇にあたっての外部の社会（資源）を導入活用すること」である。

矯正処遇への社会資源の導入活用というとき、そこには少なくとも二通りの方法がある。ひとつは、外部講師等への協力依頼（刑事収容施設法90条）のように、社会資源を施設の中に取り込むという方法であり⁵³⁾、いまひとつは、外部通勤作業（同96条）のように、社会資源を利用するために受刑者が社会に出ていくという方法である⁵⁴⁾。いわば、前者は矯正処遇への「市民参加」、後者は受刑者の「社会参加」である。要するに、行刑の社会化は、矯正処遇のプロセスへの「市民参加とその相互作用による受刑者の社会参加……をとおした受刑者／出所者の社会編入をめざすもの」として理解される⁵⁵⁾。したがって、「改善更生」を目的とする限り、作業と指導は、地域住民と受刑者との相互作用ないし交流を喚起するものとなるべく、漸次的に「社会化」されていく必要がある⁵⁶⁾。

もっとも、「社会化」を実現することは容易なことではない。受刑者を社会と交流させる以上、施設側としては当然、受入先とのトラブルの回避や犯罪被害が発生するリスクに細心の注意を払う必要がある。そのため、「受刑者等の作業に関する訓令」では、たとえば外部通勤作業の要件として、受刑者が、①外部通勤作業を行うことを希望していること、②外部通勤作

53) 先駆的な取組みとして、手塚文哉『再犯防止をめざす刑務所の挑戦——美祿・島根あさひ社会復帰促進センター等の取組み』（現代人文社、2020年）、村中李衣編著『女性受刑者とわが子をつなぐ絵本の読みあい』（かもがわ出版、2021年）など。

54) 具体的な取組みとして、山崎孝浩「月形刑務所における地域と連携したトマト栽培、外部通勤作業について」刑政132巻4号（2021年）106頁以下など。

55) 中島・前掲注49）53頁。

56) もし仮に、刑事施設への拘置が自由刑における応報的非難の唯一絶対の具体的方法というわけではないということになれば、具体的な内容はひとまず措くとして、プロベーションや週末拘禁などを、新しい自由刑として整備することも可能となろう。

業に堪えられる健康状態にあること、③受刑態度が良好であり、改善更生の意欲が高いと認められること、④外部通勤作業に必要な適性があると認められることが求められている（20条）。新型コロナウイルス感染拡大以前の実績をみると、たとえば『令和元年版犯罪白書』によれば、2019年3月末日時点で外部通勤作業を実施していたのは6庁20人であったというから、施設側も対象者の選定に相当苦慮している様子がうかがえる⁵⁷⁾。

「受刑者等の作業に関する訓令」に示されているように、「社会化」された矯正処遇を安全に実施するためには、個々の受刑者に対する正確なアセスメントを徹底する必要がある。このように、矯正処遇の「社会化」は、矯正処遇の徹底した「個別化」を前提にするものである⁵⁸⁾。この点、作業の実施が任意的かつ選択的になったことにより、矯正処遇を「個別化」する制度的枠組みが強化されたとみるならば、今般の改正には、矯正処遇の「社会化」を推進するための必要条件をより一層整えるという、重要な意義が認められることになろう⁵⁹⁾。

Ⅳ 矯正処遇の義務づけ

1 懲罰による「間接強制」

矯正処遇が「社会化」された場合、その実施にあたっては、受刑者自身

57) この点につき、部会では、事務局より「相手方、事業所の方との調整等ですとか、あるいはその事業所の経営者のみならず、その事業所で働くその他の従業員の方ですとか、あるいは地域住民の方の御理解も必要不可欠なところでもございますので、そういった運用上の課題もかなり大きなところがあるかと考えております」との説明もなされた（部会第3分科会第3回会議議事録24頁〔小玉幹事発言〕）。

58) 来栖は、「開放処遇は、処遇個別化理念及びその実践であり、その一方方向への展開・充実・徹底化なのである」とする（来栖・前掲注52）・120頁）。

59) アセスメント機能の強化という点では、少年鑑別所法が改正されたことの意義も大きい。

が主体的／自発的に関与することが重要となる。「社会化」された矯正処遇の意義は、それへの参加が地域社会の誰かしらと相互信頼に基づく関係性を構築するきっかけになることにあるところ、相互信頼に基づく関係性の構築は、誰かに強要されるべき性質のものではないからである。「受刑者等の作業に関する訓令」が外部通勤作業の要件として本人の「希望」を要件としていることは、この点でも重要である。「社会化」された矯正処遇は、受刑者の主体的／自発的な関与を前提にしなければならない⁶⁰⁾。

受刑者の処遇原則について定めた刑事収容施設法30条には、受刑者の「自覚に訴え」という文言がある。その趣旨について、同法の立案担当者による解説によれば、「受刑者の処遇に当たっては、受刑者が、自主的に、自己の問題性を認識し、改善更生・社会復帰のためには何をすべきか考え、その行動も自律的に統制していくという状態が実現できるように配慮すべきこと」を明確にするものであるとされている⁶¹⁾。他方、刑事収容施設法は、矯正処遇への参加を遵守事項として定め(74条2項9号)、これに違反した者に懲罰を科すことを可能にしている(150条1項)。懲罰の賦課は任意的ではあるものの、解説書の言葉を借りれば、懲罰を背景とした「間接強制」⁶²⁾によって矯正処遇の実施が担保されていることになる⁶³⁾。

たしかに、現行刑法のもとでは、作業は(懲役)刑の内容であり、受刑者が作業に従事しないことは刑の不執行状態を意味してしまうから、そのような状態を防ぐために「間接強制」の手段を用いることには一定の正当性がある。しかし他方で、現行刑法に規定がなく、したがって刑の内容で

60) 来栖によれば、「社会化の基礎には、受刑者を単に処遇の客体としてではなく主体として取り扱うことが前提されている」という(来栖・前掲注52)124頁)。

61) 林眞琴=北村篤=名取俊也『逐条解説 刑事収容施設法 第3版』(有斐閣、2017年)91頁。

62) 林=北村=名取・前掲注61)316頁。

63) 作業を行う工場や指導が行われる教室等に赴くことを拒むことはもちろんのこと、工場や教室等で「真摯に作業を行わなかったり、指導をまじめに受けないこと」も懲罰の対象となるようである(林=北村=名取・前掲注61)320頁)。

はない指導を「間接強制」によって義務づけることが、いかなる根拠で正当化され得るのかについては検討の余地がある。一見すると、指導の「間接強制」は、受刑者の「自覚に訴え」という処遇原則と「矛盾」しているようにみえるからである⁶⁴。今般の自由刑改革においても懲罰に係る規定に変更は加えられていないため、この「矛盾」をどのように理解すればよいかは、矯正処遇を「社会化」していくうえでも重要な検討事項である。

2 義務づけに関する部会の支配的見解

受刑者に指導を受ける義務がある理由について、解説書には、「受刑者は、罪を犯して刑罰の執行を受ける者として、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力を育成が図られるべき地位にあることから、……、作業、改善指導などの矯正処遇を受ける義務がある」⁶⁵とされているのみで、その正当化根拠は必ずしも明らかではない。部会において自由刑のあり方が議論された際の論点のひとつは、まさにこの点にあった。

冒頭で述べたように、部会では当初より、矯正処遇の実施を懲罰による「間接強制」によって担保すべきであるという見解が大勢を占めていた。すなわち、受刑者は「一般社会のルールに違反して、他人の法益を侵害したと認められて受刑しているわけですから、……、拘置されているときには社会から隔離され、その後、社会復帰のために再犯が防止できる状態になって出所される義務を負っている」⁶⁶というのである。そして、その義務づけは、「刑罰を科す目的、あるいは刑罰の正当化根拠として特別予防的な観点も大変重要であることを踏まえ」と⁶⁷、「刑罰であるがゆえに意に反する強制が正当化できる」⁶⁸ものであり、その強制が刑罰論の観点

64) 大谷彬矩『刑務所の生活水準と行刑理論』（日本評論社、2021年）124頁。

65) 林＝北村＝名取・前掲注61）91頁。

66) 部会第23回議事録7-8頁〔今井委員発言〕。

67) 部会第10回会議事録7頁〔今井委員発言〕。

68) 部会第1分科会第7回会議事録17頁〔橋爪幹事発言〕。

から正当化される以上、矯正処遇は刑の内容として刑法に規定することが妥当であるとされた。

以上のような理解は部会が終盤に差し掛かるまで支配的であり続け、第12回会議で配布された「検討のための素案」では、自由刑の規定について、「新自由刑は、刑事施設に拘置して、作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行うものとする」という当初案が提示された⁶⁹⁾。なお、部会第28回会議で配布された「取りまとめに向けたたたき台」では当初案の内容が変更された修正案が示されており⁷⁰⁾、この修正案が答申案の内容となり、改正法の規定として反映されるにいたっている。

3 部会における刑罰に関する認識

部会では、矯正処遇を刑の内容として位置づける点に関して慎重な意見も主張された。たとえば、刑罰論との関係では、「自由を奪われているということについては、それは飽くまで罰として、苦痛を与えるという意味での制裁だと思うんですね。けれども、……処遇ということに関しては、……、飽くまで社会復帰とか再社会化とか、そういう目的のためにやっていることなので、苦痛を与えるための刑罰というのは、やはり区別される部分があるんだろうと思います」⁷¹⁾との認識が示されている。これに対しては、矯正処遇を刑の内容として理解すべきとの立場から、「刑罰は単に、対象者に対して苦痛を与えたり、不利益を科すだけの処分ではありません。……、犯罪行為に対する法的非難や否定的評価を本人及び社会に対して明示した上で、その範囲内において、一般予防と特別予防を図るところに刑罰の本質があると解されますが、このような理解からは、……、刑務作業や各種指導など、矯正に必要な処遇それ自体を刑罰の内容として理解することは十分に可能であると考えます」⁷²⁾との応答があった。ここでは、刑

69) 部会第12回会議配布資料21「検討のための素案」1頁。

70) 部会第28回会議配布資料45「取りまとめに向けたたたき台」6頁。

71) 部会第1分科会第5回会議議事録10頁〔青木委員発言〕。

罰の本質や目的をいかに理解すべきかが争点となっていることがわかる。

この点、部会において、「刑の内容を構成するか否かはおくとしても、改善更生、社会復帰という目的が、自由刑の執行においては極めて重要な目的であり、そして、矯正に必要な処遇がその目的を達成するための重要な手段である以上、これが新自由刑として受刑者に科し得る処分の一つであるという点については、恐らく異論がないだろうと思います」⁷³⁾との認識が示されたことは注目に値する。この認識によれば、刑の内容であるか否かにかかわらず、矯正処遇が自由刑の特別予防目的を達成するための重要な手段であるということについて、部会では意見が一致していたことになる。

4 懲罰の運用

とはいえ、部会では、矯正処遇が特別予防目的を達成するための重要な手段であるとしても、「そこからその義務付けという結論が直ちに導かれるというものではありませんし、ましてその義務の履行というものを、懲罰をもって担保するという結論に直ちに結びつくものでもないと考えられます」⁷⁴⁾との見解も示されていた。さらに、「各種指導を受ける義務も刑罰の内容であるとされれば、その義務違反は当然に懲罰の対象とせざるを得なくなります。それは、現在現場で行われているような、指導を受けたがらない受刑者に対して粘り強く働き掛けて本人の意欲を引き出そうといった取り組みをむしろ弱めてしまって、かえって改善更生の機会が減ってしまうことが危惧されると私は考えます」⁷⁵⁾との発言もされている。

先に述べたように、矯正処遇への参加は刑事収容施設法上の遵守事項であり、その違反には懲罰を科すことが可能となっている。もっとも、同法

72) 部会第1分科会第6回会議議事録14頁〔橋爪幹事発言〕。

73) 部会第18回会議議事録4頁〔橋爪幹事発言〕。

74) 部会第6回会議議事録6頁〔田鎖幹事発言〕。

75) 部会第7回会議議事録6頁〔田鎖幹事発言〕。

の立案担当者は、指導の実効性という観点から、指導拒否への懲罰の賦課は謙抑的であるべきとの認識を示しており⁷⁶⁾、部会での事務局の説明によれば、実務もそのように運用されているようである⁷⁷⁾。しかしながら、矯正処遇を刑の内容として理解し、当初案のようなかたちで立法化した場合、現行刑法における作業と同じように、受刑者が矯正処遇に参加しなければ刑の不執行状態に陥ってしまう。したがって、矯正処遇が刑の内容とされた場合に、このような事態を回避するため、特に指導に対する懲罰の運用に影響があるのではないかという点が危惧されたことには、十分な理由があった。

これに対して部会では、刑事収容施設法150条2項が懲罰を科すにあたり個々の事情を考慮すべき旨を規定していることを根拠としながら、「仮に作業と指導を共に刑の内容として構成する場合でありましても、違反があれば直ちに機械的に懲罰を科すという結論には至り得ないように思われます」⁷⁸⁾との認識が示され⁷⁹⁾、事務局からも「仮に指導を含めた矯正処遇が刑の内容として規定されたとしても、指導の意義及び必要性を受刑者に十分に認識をさせて、自発的に受講させるよう努めることが重要であるということの認識は変わらないと考えております」⁸⁰⁾との発言がなされた。もっとも、本庄が指摘しているように、これらの説明からは、「刑罰として裁判所が執行を命じているにもかかわらず、執行機関が刑の不執行状態を放置しておいてよい理由は明らかではない」⁸¹⁾。

いずれにしても、改正法では刑事施設への拘置と矯正処遇の実施の規定

76) 林＝北村＝名取・前掲注61) 503頁。

77) 2016年の状況について、改善指導の拒否による懲罰件数が2件、一般改善指導の拒否が1件、指導の懈怠について懲罰を科したのが29件であったと説明された(部会第1分科会第7回会議議事録13頁〔大橋幹事発言〕)。

78) 部会第1分科会第7回会議議事録12頁〔橋爪幹事発言〕。

79) 川出・前掲注10) 481頁も同様の認識を示す。

80) 部会第1分科会第7回会議議事録13頁〔大橋幹事発言〕。

81) 本庄・前掲注48) 37頁。

が別になったから、矯正処遇の不実施が直ちに刑の不執行状態を意味することはなくなった⁸²⁾。当初案からの修正について、事務局からは「刑事施設への拘置と処遇を行うことは項を分けて記載すべきとの御意見を踏まえ……」⁸³⁾とされるのみで、その理由は必ずしも明らかではないが、懲罰を謙抑的に用いている現在の運用が、部会において承認されたとみることもできよう。

5 懲罰の意義

そこで問題となるのは、刑事収容施設法が矯正処遇を懲罰による「間接強制」によって義務づけていることの意義である。たしかに部会では、「改善指導、教科指導を拒否した場合におきましても、その意義などを粘り強く指導するなどの対応をとっているということは、先ほど述べたとおりでございますけれども、指導、説得のみでは期待する結果が得られないケースがあるというのも事実でございます、義務の履行を担保する手段として懲罰が存在することによって、その履行が促される場合があると考えております」⁸⁴⁾との説明が事務局よりなされていた。しかしながら、立案担当者によって謙抑的な運用が望ましいとされ、実務もそのように運用され、そしてそのような運用が部会で承認されたという一連の経緯を踏まえると、「矯正処遇の実施を担保するためには懲罰による間接強制が必要である」という前提は、必ずしも自明なものではない⁸⁵⁾。

もちろん、矯正処遇が受刑者の改善更生／社会復帰を図るうえで重要な

82) これにより、矯正処遇について定めた刑法12条3項が、「刑の内容」を示す規定であるのか、あるいは、「処遇の内容」を示す規定であるのかについて解釈の余地が生じることになった（中島・前掲注49）27頁を参照）。

83) 部会第28回会議議事録3頁〔玉木幹事発言〕。

84) 部会第1分科会第7回会議議事録14-15頁〔大橋幹事発言〕。

85) 部会においても同様の認識が示されていた（部会第1分科会第5回会議議事録9頁〔青木委員発言〕）。

役割を果たしていることに異論はないし、受刑者が漫然と受刑期間を過ごすことが必ずしも望ましいとは思われない。しかしながら、彼らの矯正処遇への参加を担保するための方策は、何も懲罰に限定されるわけではないはずである⁸⁶⁾。たとえば、赤池は、「法制の相違に留意しつつ」という慎重な留保をつけつつ、何らかの「賞遇」の施策を起点に受刑者の自律的判断を基礎とする社会内処遇への展開をみたフランスの制度を参考に、「処遇条件の緩和を超えて、仮釈放・社会内処遇への起点となる『賞遇』的制度構想を真剣に策定すべきである」と指摘する⁸⁷⁾。

たしかに、現行の刑事収容施設法にも制限緩和 (88条) や優遇措置 (89条) の規定があり、実務においては、矯正処遇への取組状況がこれらに関する評価項目のひとつとされているようである⁸⁸⁾。他方、仮釈放については、矯正処遇への取組状況の評価が審査の資料のひとつとされてはいるものの、制度上、制限緩和や優遇措置が直接仮釈放の申出に結びついてはいないとされている⁸⁹⁾。そうである限り、現行の制限緩和や優遇措置は施設内での待遇を改善するための「特典」としての域を超えず、改善更生／社会復帰に向けた意欲を喚起するのに十分といえるか、疑問なしとできない⁹⁰⁾。フランスをはじめとする諸外国にみられる、懲罰の存在を前提としない矯正処遇制度の導入可能性を検討する余地は大いにある。

懲罰の存在を前提としない矯正処遇は、必ずしも、新しい制度を導入することでしか達成できないわけでもなからう。たとえば、公益財団法人全国篤志面接委員連盟で理事長を務める室井は、2018年末時点で、少年院で

86) 赤池一将「『懲罰』を語らずに『規律』を語るために」本庄武=武内謙治編著『刑罰制度改革の前に考えておくべきこと』(日本評論社、2017年)79頁。

87) 赤池・前掲注86)82頁。フランスの制度については、相澤育郎「フランスの自由刑」比較法研究80号(2018年)263頁以下を参照。

88) 部会第1分科会第5回会議議事録7-8頁〔大橋幹事発言〕。

89) 部会第1分科会第5回会議議事録8頁〔大橋幹事発言〕。

90) 大谷・前掲注64)106頁を参照。

は4.2人の在院者に対して1人の篤志面接委員が委嘱されているのに対して刑事施設では42.7人に1人の委員が委嘱されているにすぎないことを示したうえで、今後は刑事施設においても、篤志面接委員が行っている個別の相談活動（悩み事相談など）をこれまで以上に充実させる余地があるのではないかと指摘する⁹¹⁾。「職員の職権面接だけでは効果が見られない又は期待できない者に対して、視点を変えて篤志面接委員を活用することはできないでしょうか⁹²⁾」との指摘からは、矯正処遇を拒否する受刑者に対して、篤志面接委員をはじめとする民間篤志家などによる相談活動の充実を検討する余地があることが示唆される。

仮釈放・社会内処遇への起点となる「賞遇」的制度の導入にせよ、民間篤志家などによる相談活動にせよ、それらは「指導、説得のみでは期待する結果が得られないケース」への懲罰の存在を前提としない対応策となる可能性を秘めている。そして、それらは受刑者の「社会参加」あるいは矯正処遇への「市民参加」を促すものであるという点で、いずれも行刑の「社会化」の具体的方法のひとつでもある。処遇の「個別化」の先にその「社会化」が果たされるべきであるという本稿の立場からは、これらの導入／実現可能性を検討する作業は必須のものであると解される。「矯正処遇の実施を担保するためには懲罰による間接強制が必要である」という固定観念によって、矯正処遇のメニューの充実化が阻害されるような事態は回避されなければならない⁹³⁾。

いずれにしても、これらの検討の末に、懲罰の存在を前提としない矯正処遇のあり方が現実味を帯びてくるとすれば、「矯正処遇の実施を担保するためには懲罰による間接強制が必要である」という前提は、再考を余儀

91) 室井誠一「篤志面接活動の現状と展望について」刑政131巻2号（2020年）75-76頁。

92) 室井・前掲注91) 76頁。

93) 森久智江「『再犯防止』と『自由刑の単一化』」犯罪と刑罰27号（2018年）46頁も参照。

なくされよう。そのとき、矯正処遇の懲罰による「間接強制」は、受刑者の「自覚に訴え」という処遇原則との関係で、大きな矛盾を含むものと言わざるを得なくなる可能性が高い⁹⁴⁾。

むすびに代えて

本稿は、拘禁刑の創設にあたって、漸次的に行刑を「社会化」させていくべきであるという理解に基づき、矯正処遇の「個別化」と「義務づけ」について検討を加えた。それゆえ、行刑の「社会化」という前提そのものが支持され得ない場合、本稿の検討は、ほぼ無意味とならざるを得ない。

しかしながら、行刑の「社会化」を目指すべきとの理解は、矯正統計年報その他の先行研究で明らかとなっている受刑者のデータの分析結果から導かれたものであることは改めて指摘しておきたい。もちろん、本稿が参照したデータはそのほとんどが公的データであり、かつ、量的データであるから、それらデータの考察結果が受刑者の実像を完璧に映し出しているはずはない。しかし、まずもって重要なのは、現行刑法定以来初となる自由刑改革にあたって、われわれが、その当事者である受刑者の実像を正確に理解しようとしているかどうかということである。

もちろん、作業や指導それ自体が社会生活上の様々な困難を克服するための知識や技術を習得できるものであることに疑いはない⁹⁵⁾。しかし他方で、かつて後藤が指摘したように、刑事収容施設法が前提としているのはあくまで「刑務所の働きかけによって、自ら変わることを望むことができ、しかも変わることができる人」、さらに、「変わること・変わり続けること

94) 矯正処遇を強制することに十分な理論的根拠はないと断ずるものとして、石塚伸一「教育的処遇（矯正処遇）——被収容者の処遇改革の歴史と主体性の確立」本庄武＝武内謙治編著『刑罰制度改革の前に考えておくべきこと』（日本評論社、2017年）51頁。

95) 富山聡「矯正処遇の意義と現状」刑法雑誌57巻3号（2018年）439頁。

を助ける人がいる人たち」であることも看過してはならない⁹⁶⁾。矯正統計年報からもみえてきたように、受刑者は、相互信頼に基づく関係性に必ずしも恵まれているわけではない。拘禁刑を巡る議論にこの視点をどこまで落とし込むことができるかが、今後の課題となろう。

いずれにせよ、部会では、その当否はひとまず措くとして、受刑者の「義務」については大いに議論が交わされた。そこでの議論を基にした自由刑改革が果たされた今、次に議論されるべきは、受刑者の改善更生／社会復帰のプロセスに関与することが期待されている、われわれ地域社会の「義務」であるかもしれない⁹⁷⁾。

【附記】再校段階で、安部哲夫「拘禁刑と犯罪者処遇」犯罪学雑誌88巻4号（2022年）96頁以下、橋爪隆「自由刑に関する法改正」法学教室507号（2022年）44頁以下のほか、今般の自由刑改革に関連する論文を多数収録している赤池一将ほか編『刑事司法と社会的援助の交錯』（現代人文社、2022年）に接した。

（常磐大学総合政策学部助教）

96) 後藤弘子「福祉施設としての刑務所——国の社会復帰支援義務を考える」法律時報80巻9号（2008年）68頁。

97) 中川孝博「コミュニティ・プリズン構想の提唱」刑事立法研究会編『21世紀の刑事施設——グローバル・スタンダードと市民参加』（日本評論社、2003年）35頁を参照。

受刑者の「義務」を語るにせよ、地域社会の「義務」を語るにせよ、受刑者および受刑経験を有する当事者の発言の機会を保障することが出発点であろう。